



労働政策研究報告書 No. 157-1

2013

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

現代先進諸国の労働協約システム  
— ドイツ・フランスの産業別協約 —  
(第1巻 ドイツ編)

労働政策研究・研修機構

現代先進諸国の労働協約システム  
— ドイツ・フランスの産業別協約 —  
(第1巻 ドイツ編)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

## まえがき

現代日本においては、労働法制上は労働組合が使用者ないし使用者団体と締結する労働協約が使用者の定める就業規則に優越する法規範として位置づけられているにもかかわらず、企業別組合中心の労働社会においてその存在感は希薄であり、過半数組合ないし過半数代表者の意見を聴取するとはいえる一方的決定による就業規則が法規範の中心的存在となっている。例えば、菅野和夫『新・雇用社会の法』においても、就業規則を「雇用関係の基本的規範」と呼んでおり、規範としての労働協約の影は極めて薄い。

これに対し、欧州諸国では全国レベルや産業レベルで労働組合と使用者団体との間で締結される労働協約が国家法と企業レベルを媒介する重要な法規範として労働社会を規制しており、その位置づけは極めて高いものがあるといわれている。その典型的な諸国としては、ドイツやフランスが挙げられる。こうしたマクロ社会的な労使の自治規範がほとんど存在しない日本においては、ミクロな企業レベルを超える問題は直ちに国家法の問題となるため、例えば労働時間問題などにおいても、過度に法律政策に依存したものになりがちとの指摘もある。

もっとも近年は、これら諸国においても事業所協定や企業協約への分権化の傾向が指摘されており、産業別協約がどの程度規範としての力を保持しているのか、関心を呼んでいるところである。

そこで、労働政策研究・研修機構においては、産業レベル労働協約を中心とする欧州諸国、具体的にはドイツ及びフランスを対象として、現代先進諸国における規範設定に係る集団的労使関係のあり方を調査研究することとした。具体的には、国、産業レベルの団体交渉、労働協約とその拡張適用、企業や事業所レベルにおける労働組合ないし従業員代表機関との協議交渉や協定等について、実証的かつ包括的に調査研究し、これから日本の労働社会のあり方に関するマクロ的議論の素材とすることを目指している。

今年度はまず、ドイツ、フランス両国の集団的労使関係法制の現状を分析するとともに、両国における産業別協約の実態を明らかにした。

本報告書が多くの人々に活用され、今後の労働法政策に関わる政策論議に役立てば幸いである。

2013年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

理事長 山口 浩一郎

## 執筆担当者

氏名

所属

執筆巻

やまもと ようた  
山本 陽大

労働政策研究・研修機構研究員

第1巻

ほそかわ りょう  
細川 良

労働政策研究・研修機構研究員

第2巻

## 目 次

はじめに .....	1
第一節 研究の目的 .....	1
第二節 研究の方法と本報告書の構成 .....	2
第一章 ドイツにおける集団的労使関係法制の現状 .....	4
第一節 歴史 .....	4
1 労使関係の史的形成 .....	4
2 労働協約法制の史的形成 .....	6
第二節 二元的労使関係システム .....	8
1 事業所委員会の設置状況 .....	9
2 事業所委員会の労働条件規制権限 .....	11
3 事業所委員会に対する労働組合の優位 .....	12
第三節 労働協約当事者論 .....	14
1 労働組合 .....	14
(1) 労働協約法上の労働組合 .....	14
(2) 現状と課題 .....	16
ア 組織率の低下 .....	16
イ 専門職労働組合の台頭 .....	17
2 個別使用者 .....	19
3 使用者団体 .....	19
(1) 労働協約法上の使用者団体 .....	19
(2) 現状と課題 .....	20
ア 協約からの逃避 .....	20
イ 「協約に拘束されない（OT）構成員」の増加 .....	21
第四節 協約交渉の構造 .....	23
1 産業別労働組合 - 使用者団体間での協約交渉 .....	23
(1) 広域協約としての団体協約 .....	23
(2) 企業関係的団体協約 .....	25
2 労働組合 - 個別使用者間での協約交渉 .....	25
第五節 労働協約の種類と実態 .....	27
第六節 労働協約の法的効力 .....	28
1 労働協約の拘束力 .....	28
2 労働協約の規範的効力 .....	30

3 規範的効力の例外	31
(1) 開放条項	31
ア 協約優位原則とその例外	31
イ 1990年代以降の展開	33
ウ 「不法な分権化」から「統制された分権化」へ	35
(2) 有利原則	37
(3) 余後効	38
第七節 労働協約の一般的拘束力	40
1 制度概要と実態	40
(1) 制度概要	40
(2) 実態	41
2 労働者送出法と協約遵守法による機能拡大	43
(1) 労働者送出法	43
(2) 協約遵守法	45
第八節 ドイツにおける協約政策の最近の動向	46
第九節 小括	48

<b>第二章 ドイツにおける産業別労働協約の実際</b>	<b>51</b>
第一節 はじめに	51
第二節 金属産業における労働協約	52
1 一般労働協約（2005年6月14日締結）	52
第1条 適用範囲	52
第2条 採用および試用期間	53
第3条 労働ポスト、労働過程、労働環境および労働時間	54
第4条 解約告知および合意解約	55
第5条 証明	56
第6条 高年齢者の所得保障	56
第7条 所定労働時間	59
第8条 例外的労働時間	66
第9条 超過勤務、遅番労働、深夜労働、日曜・祝祭日労働の割増金支払義務	69
第10条 超過勤務、遅番労働、深夜労働、日曜・祝祭日労働に対する割増金額	69
第11条 賃金支払い	70
第12条 疾病による労働不能	72
第13条 労働中止、労働障害、死亡の際の支援、育児期間後の再雇用	74
第14条 出張の際の必要経費に対する補償	76

第 15 条 外務員	77
第 16 条 被用者の責任の制限および不良品規定	77
第 17 条 被用者の代表	78
第 18 条 除斥期間	78
第 19 条 紛争解決	79
第 20 条 経過規定	79
第 21 条 労働協約の発効、失効および解約告知	79
2 年次有給休暇協約（2005 年 6 月 14 日締結）	80
第 1 条 適用範囲	80
第 2 条 休暇請求権	81
第 3 条 休暇期間	82
第 4 条 休暇賃金	83
第 5 条 発効および解約告知	84
3 賃金基本協約（2003 年 9 月 16 日締結）	85
第 1 条 適用範囲	85
第一部 総則	85
第 2 条 賃金構成	85
第 3 条 賃金に関する基本原則	85
第二部 基本賃金	86
第 4 条 基本賃金の算定原則	86
第 5 条 課業の等級付け	86
第 6 条 評価・等級付制度	86
第 7 条 対等構成委員会	88
第 8 条 等級付手続の簡略化	90
第 9 条 被用者の基本賃金請求権	91
第 10 条 異議申立て	91
第 11 条 入職時等級および追加等級	92
第 12 条 基本賃金請求権の保護	93
第 13 条 降格の際の所得調整	94
第三部 成果賃金	96
第 14 条 成果賃金の算定に関する原則	96
第 15 条 成果の調査方法	96
第 16 条 方法の選択	96
第 17 条 方法の構成	96
第 18 条 成果の調査	100

第 19 条 成果賃金の精算	101
第 20 条 成果 - 賃金 - 関係の確定	101
第 21 条 事業所内の成果賃金	101
第四部 就労制限	102
第 22 条 就労が制限される被用者に関する規定	102
第五部 終結規定	102
第 23 条 事業所における別段の制度	102
第 24 条 発効	103
第 25 条 解約告知期日	103
【補遺 1】 課業の評価および等級付けに関する等級点数評価手続	103
【補遺 2】 負担加給	109
【補遺 3】 成果の調査に関する成果指標	113
4 賃金・職業訓練報酬協約（2012年5月19日締結）	113
第 1 条 適用範囲	113
第 2 条 賃金	114
第 3 条 職業訓練報酬	115
第 4 条 特則	115
第 5 条 協約を上回る加給	116
第 6 条 賃金基本協約の無い事業所	116
第 7 条 発効および解約告知	116
【補遺 1】 賃金基本協約が適用されていない事業所	116
【補遺 2】 表	117
第三節 小売業における労働協約	118
1 一般労働協約（2008年7月25日締結）	118
第 1 条 適用範囲	118
第 2 条 労働時間	119
第 3 条 パートタイム労働	120
第 4 条 超過勤務	121
第 5 条 遅番労働	121
第 6 条 深夜労働、日曜・祝祭日労働	122
第 7 条 割増金	123
第 8 条 ガソリンスタンド業・ガレージ業に関する特則	123
第 9 条 操業短縮	124
第 10 条 賃金規定	124
第 11 条 採用および解雇	125

第 12 条 試用期間	127
第 13 条 兼業	127
第 14 条 臨時手伝い	128
第 15 条 有給休暇	128
第 16 条 有給の労働免除	129
第 17 条 無給の労働免除	130
第 18 条 労働中止および労働不履行	131
第 19 条 育児休暇	131
第 20 条 疾病手当補助	132
第 21 条 労働者が死亡した場合における賃金支払い	132
第 22 条 制服および防護服	133
第 23 条 職業訓練生	133
第 24 条 除斥期間	133
第 25 条 仲裁委員会	134
第 26 条 裁判管轄	134
第 27 条 終結規定	134
<b>【補遺】疾病時における賃金継続支払に関する労働協約</b>	<b>135</b>
<b>2 非現業労働者に関する賃金協約（2011年6月29日締結）</b>	<b>135</b>
第 1 条 適用範囲	135
第 2 条 賃金規定	135
第 3 条 被用者グループ	136
第 4 条 一時金	141
第 5 条 職業訓練生の報酬	141
第 6 条 終結規定	141
<b>3 現業労働者に関する賃金協約（2011年6月29日締結）</b>	<b>142</b>
第 1 条 適用範囲	142
第 2 条 賃金規定	142
第 3 条 経費規定	145
第 4 条 一時金	145
第 5 条 職業訓練生の報酬	145
第 6 条 終結規定	145
<b>【補遺】賃金協約の補充協約（ガソリンスタンド業・ガレージ業）</b>	<b>146</b>
<b>第四節 若干の協約分析</b>	<b>147</b>
<b>1 労働条件規制における産業別労働協約の意義</b>	<b>147</b>
(1) 採用・試用期間	148

(2) 労働時間	149
(3) 賃金	151
ア 金属産業における賃金制度	151
イ 小売業における賃金制度	153
(4) 年次有給休暇	153
(5) 解雇	155
2 開放条項の実際	155
(1) 金属産業における開放条項の実際	156
(2) 小売業における開放条項の実際	160
3 小括	161
<b>終章 総括</b>	<b>165</b>
第一節 本報告書での検討結果	165
第二節 今後の検討課題	166
<b>資料 労働協約法 (Tarifvertragsgesetz, BGBl. I S. 1323)</b>	<b>169</b>
聴き取り対象者	174
参考文献	175